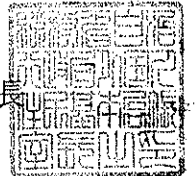


総行外第18号
平成25年11月15日

各都道府県
住民基本台帳担当課長 様

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室長



住民基本台帳事務における通称の記載（変更）における留意事項について

住民基本台帳の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）が平成24年7月9日に施行され、通称については外国人住民の住民票の記載事項とされているところ
です。

今般、通称の削除・記載（いわゆる変更）を繰り返すことによって、携帯電話の端
末を不正に取得していた事案が発生しました。これまでも、通称については厳格な確
認をお願いしておりますが、上記事案も踏まえ、改めて留意事項を下記のとおりと
りまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村に周知く
ださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に
基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 通称を記載する際には、その要件を厳格に確認する必要があること

外国人住民の住民票への通称の記載については、国内における社会生活上通用し
ていることが客観的に明らかとなる資料等の提示を複数求める等により、厳格に確
認を行うこととしている（住民基本台帳事務処理要領第2-2-(2)-コ）。その資料とは、
「外国人住民に係る住民基本台帳事務に関する質疑応答について」（平成24年4月
4日総行住第37号総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳事務
担当部長あて通知）問2で示しているとおり、勤務先又は学校等の発行する身分証
明書等の客観的資料を想定しており、少なくとも、本人の意思により作成したと認

められる資料等は適当でないとしている。

2. 既存の通称を削除し、新たな通称を記載すること（いわゆる変更）は原則として認められないこと

通称とは、「氏名以外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載することが必要であると認められるもの」である（住民基本台帳法施行令第30条の26第1項）。従って、ひとたび社会生活上通用しているとされた通称が変わるということは通常は想定されないものであり、原則として認められないものである。

なお、日本人が戸籍の氏名を変更する場合でも、家庭裁判所の許可が必要である等、厳格な取扱いとなっている点にもご留意いただきたい。

3. 頻繁に新たな通称を記載することで、通称が悪用される可能性があること

新たな通称を頻繁に記載することは、通称の悪用に繋がる恐れがあり、ひいては、住民票の公証機能の信頼性を損なうものであるため、その取扱いには十分にご注意いただくよう今後とも引き続きよろしくお願いしたい。

4. 身分行為に基づく通称の記載の取扱い

上記1～3にかかわらず、婚姻相手や養子縁組による養親の氏（婚姻相手や養子縁組による養親が外国人住民である場合の通称の氏を含む。）を使用した通称を初めて申し出る場合の取扱いについては、「外国人住民に係る住民基本台帳事務の取扱いについて」（平成24年10月29日付け自治行政局外国人住民基本台帳室から各都道府県住民基本台帳等担当課あて事務連絡）問4と取扱いを変更するものではないので留意されたい。